



公的病院における受動喫煙防止対策の推進についてのあっせんに対する回答

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた当局あっせんに対する関係機関の回答—

中国四国管区行政評価局は、公的病院における受動喫煙防止対策の推進に関する行政相談を受けて、関係機関等を調査の上、行政苦情救済推進会議（座長：川内広島修道大学教授）の審議結果を踏まえ、平成25年3月22日、敷地内全面禁煙を実施していない4病院（独立行政法人国立病院機構米子医療センター、同南岡山医療センター、独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院及び国立大学法人広島大学病院）に対し、改善措置を検討するようあっせんを行いました（同日報道発表済み）。

このたび、あっせん対象とした各機関から下記のとおり当局あっせんに対する改善措置の検討状況について、回答がありました。

◆行政苦情救済推進会議とは

当局に寄せられた行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と考えられる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立的かつ的確な処理を推進するために設置

【本件のきっかけとなった行政相談】

公共施設の禁煙対策は相当進んだが、病院の中には、未だに敷地内に屋外喫煙所を設置しているところがあり、通路のすぐ近くに設置され、しかも周囲から遮蔽されていないため、通行人が受動喫煙するおそれのあるものがある。健康を回復し維持するために利用する病院で健康被害に遭うのは割に合わないので、病院における受動喫煙防止対策を推進してほしい。

【当局あっせん内容及び対象機関からの回答要旨】

当局あっせん内容	あっせん対象機関	あっせんに対する回答要旨
各病院は、受動喫煙の防止及び喫煙による健康被害を防止する観点から、次の措置を講ずることについて検討する必要がある。 ① 敷地内全面禁煙とすること ② 敷地内全面禁煙に移行するまでの措置として、屋外喫煙所から流れ出るたばこの煙により、当該喫煙所付近の通行者等が受動喫煙の被害を受けることのないよう、屋外喫煙所の位置、構造等の見直しを図ること	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	① 新病院建替工事竣工後の平成26年6月を目途に敷地内全面禁煙とする。 ② 敷地内全面禁煙までは屋外喫煙所付近の通行者等が受動喫煙の被害を受けることのないよう、喫煙所の位置を見直し、機能訓練室東側の奥まった場所に平成25年4月15日から移設した。
	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	新病棟の稼動に伴い、平成25年7月1日から敷地内全面禁煙とすることとし、屋外2か所の喫煙所も廃止・撤去する。
	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	① 平成25年9月1日から敷地内全面禁煙とする。 ② 敷地内全面禁煙までは屋外2か所の喫煙所付近の通行者等が受動喫煙の被害を受けることのないよう、喫煙所の位置、構造等の見直しを行う。
受動喫煙の防止及び喫煙による健康被害を防止する観点から、敷地内全面禁煙の措置を講ずることについて検討する必要がある。	国立大学法人広島大学病院	4月に開催した学内安全衛生管理委員会において対応を審議。今後、6月開催予定の同委員会で引き続き審議し、9月開催予定の同委員会で結論を出す予定である。